

行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議幹事会の構成員の官職の指定について

平成 30 年 6 月 5 日
 行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議議長決定
 平成 30 年 7 月 19 日
 一部改正

行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議の開催について（平成 30 年 6 月 5 日閣議決定）第 3 項の規定に基づき、行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	内閣総務官
	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府 CIO）
	内閣法制局総務主幹
	内閣府大臣官房長
	宮内庁長官官房審議官
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁長官官房長
	個人情報保護委員会事務局長
	金融庁総合政策局長
	消費者庁次長
	復興庁統括官
	総務省大臣官房長
	総務省行政管理局長
	法務省大臣官房長
	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房長
	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省大臣官房長
	国土交通省大臣官房長
	環境省大臣官房長
	防衛省大臣官房長
オブザーバー	人事院事務総局総括審議官
	会計検査院事務総局次長